

# 第1回生物多様性民間参画パートナーシップ会合

～ 生物多様性の主流化に向けた動き～

環境省 自然環境局 自然環境計画課  
生物多様性施策推進室長  
牛場 雅己



地球のいのち、つないでいこう



生物多様性

いのちの共生を、未来へ  
Life in harmony, into the future

# 生物多様性基本法とビジネス

- ・生物多様性に対する国際的な関心の高まり
  - ・**生物多様性条約COP10**(2010年名古屋)に向けイニシアティブを発揮する必要性
- ➡ 生物多様性施策の一層の推進のための基本的な法制度の整備  
【議員立法:平成20年5月28日成立、6月6日公布・施行】

## 第6条 事業者の責務

**事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握**  
**生物多様性に配慮した事業活動を実施** などにより  
**生物多様性影響の低減及び持続可能な利用に努める**

## 第19条 生物の多様性に配慮した事業活動の促進

国は、生物多様性に配慮した原材料の利用、エコリズム、有機農業その他の**事業活動における生物多様性影響を低減する取組を促進**するために必要な措置を実施

国は、**国民が生物多様性に配慮した物品又は役務を選択**することにより、生物多様性に配慮した事業活動が促進されるよう、事業活動に係る生物多様性配慮に関する**情報公開、生物多様性に配慮した消費生活の重要性についての理解の増進**その他必要な措置の実施

# 生物多様性国家戦略の改定

1995 生物多様性国家戦略

2002 新生物多様性国家戦略

2007 第三次生物多様性国家戦略

2008 生物多様性基本法



2010 生物多様性国家戦略2010

## 改定のポイント

**生物多様性基本法を踏まえた初めての法定戦略**

**中長期目標(2050年)と短期目標(2020年)の設定**

ポスト2010年目標日本提案を踏まえ設定

**COP10開催を見据えた国際的な取組の推進**

COP10の成功、SATOYAMAイニシアティブの推進、科学的な基盤の強化、途上国の支援 など

**COP10を契機とした国内施策の充実・強化**

主流化の促進、地域レベルの取組の推進、海洋の保全・再生の強化 など

**COP10の成果を踏まえ新たな国家戦略の策定に着手**

# 生物多様性民間参画ガイドライン(平成21年8月公表)

## 目的

- ・事業者が生物多様性に取り組む際の指針や情報を提供
- ・企業の環境管理システムを支援

## ガイドラインの構成

### 要約:

企業等の経営者向けエグゼクティブサマリー

### 序論:

ガイドラインの目的、位置づけ、効果的な使い方等

### 第 編 現状認識の共有:

生物多様性や事業活動との関係に関する基礎的情報

### 第 編 指針:

事業者が、生物多様性の保全等に取り組むにあたって認識すべき、理念、進め方、取組の方向、基本原則、考慮すべき視点

### 参考編:実践のためのヒント:

取組の参考例、関連情報、関連する法令など





# グリーンウェイブ

## 1 趣旨

国連が定める国際生物多様性の日（5月22日）を中心に、様々なセクターによる植樹、育樹等を行う

以上を通じて、生物多様性に関する認識を促し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する意識の向上と取組を促進。

## 2 主唱 環境省、農林水産省、国土交通省 生物多様性条約事務局の呼びかけによる

## 3 実施事項

植樹、育樹等の活動の計画・実施 及び  
HP上での実施状況のとりまとめ



## 4 実績

2009年：14都府県 80団体、 3,000人、植樹 約 3,500本

2010年：43都道府県 1,588団体、 111,000人、植樹 約 254,000本

2011年：42都道府県 383団体、 約28,000人、植樹 約 79,000本

植樹・育樹活動の他、苗木提供等において企業・団体からご協力戴いている。



# 生物多様性条約第10回締約国会議 (CBD-COP10)

期間：2010年10月18日～29日

場所：名古屋国際会議場（愛知県名古屋市）

参加者：締約国180カ国、国際機関、NGO等オブザーバー 他

参加者数：13,000人以上（締約国・オブザーバー・報道関係者・スタッフ）

公式サイドイベント数：約350

標語：「いのちの共生を、未来へ」

“Life in Harmony, into the Future”

関連イベント

生物多様性交流フェア（11万8千人以上）

主な成果（環境省報道発表）：

COP10：<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13104>







# COP10の主な成果

2010年以降の次期目標(**愛知目標**)の採択  
ABS(遺伝資源へのアクセスと利益配分)に関する  
**名古屋議定書**の採択

「**国連生物多様性の10年**」(2011~2020年)の提案  
(国連総会)

IPBES(**生物多様性版IPCC**):「生物多様性と生態系  
サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム」の  
設立を提案(国連総会)

持続可能な利用:**SATOYAMAイニシアティブ**の採択  
民間参画の推進:国レベル・地域レベルで取り組まれて  
いる各ビジネスと生物多様性イニシアティブ間の連携を  
図るための**グローバルプラットフォームの設置**の奨励等

以上を含め、計**47**の決議文書を採択



# 愛知目標の概要

## 長期目標（2050年）

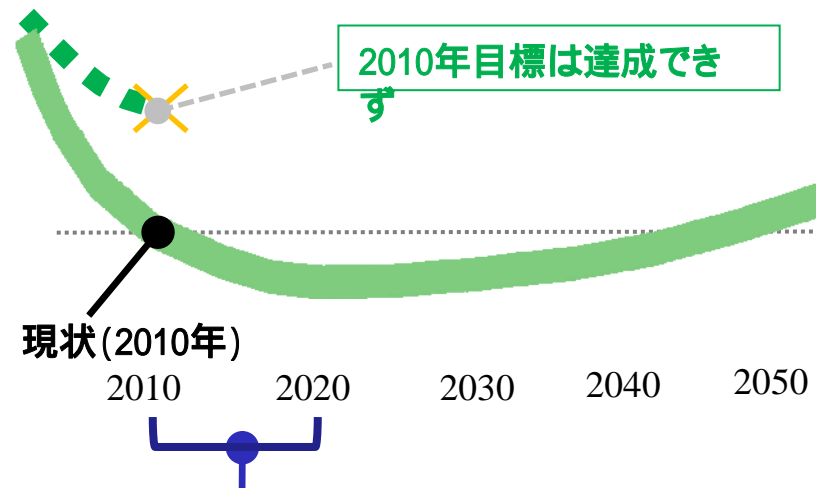
### 【Vision】

「自然と共生する」世界の実現  
「生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界の実現

## 短期目標（2020年）

### 【Mission】

生物多様性の損失を止めるために、効果的かつ緊急な行動を実施する。



**2011年から2020年までの10年間を「国連生物多様性の10年」に決定  
(2010年12月第65回国連総会決議)**

(COP10において、市民セクターからの発案、日本政府が提案、国連総会での採択を勧告)





# 愛知目標

## 20の個別目標【Target】

**戦略目標A** . 生物多様性を主流化し、生物多様性の損失の根本原因に対処。

目標1 : 生物多様性の価値と行動の認識

目標2 : 生物多様性の価値を国・地方の計画に統合、国家勘定・報告制度に組込

目標3 : 有害な補助金の廃止・改革、正の奨励措置の策定・適用

目標4 : 様々なレベルの関係者による、持続可能な生産・消費計画の実施

**戦略目標B** . 直接的な圧力の減少、持続可能な利用の促進

目標5 : 森林を含む自然生息地の損失を半減ゼロへ、劣化・分断を顕著に減少

目標6 : 水産資源が持続的に漁獲

目標7 : 農業・養殖業・林業が持続可能に管理

目標8 : 汚染を有害でない水準へ

目標9 : 侵略的外来種の制御・根絶

目標10 : 脆弱な生態系への悪影響の最小化  
(2015)

**戦略目標C** . 生態系、種及び遺伝子の多様性を守り生物多様性の状況を改善

目標11 : 陸域の17%、海域の10%を保護地域等へ

目標12 : 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止

目標13 : 作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化

**戦略目標D** . 生物多様性及び生態系サービスからの恩恵の強化

目標14 : 自然の恵みの提供・回復・保全。

目標15 : 劣化した生態系の15%以上の回復を通じ気候変動緩和・適応に貢献

目標16 : ABSに関する名古屋議定書の施行・運用(2015)

**戦略目標E** . 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化

目標17 : 国家戦略の策定・実施(2015)

目標18 : 伝統的知識の尊重・主流化

目標19 : 関連知識・科学技術の改善

目標20 : 資金資源を顕著に増加



# 民間参画に関する主な成果

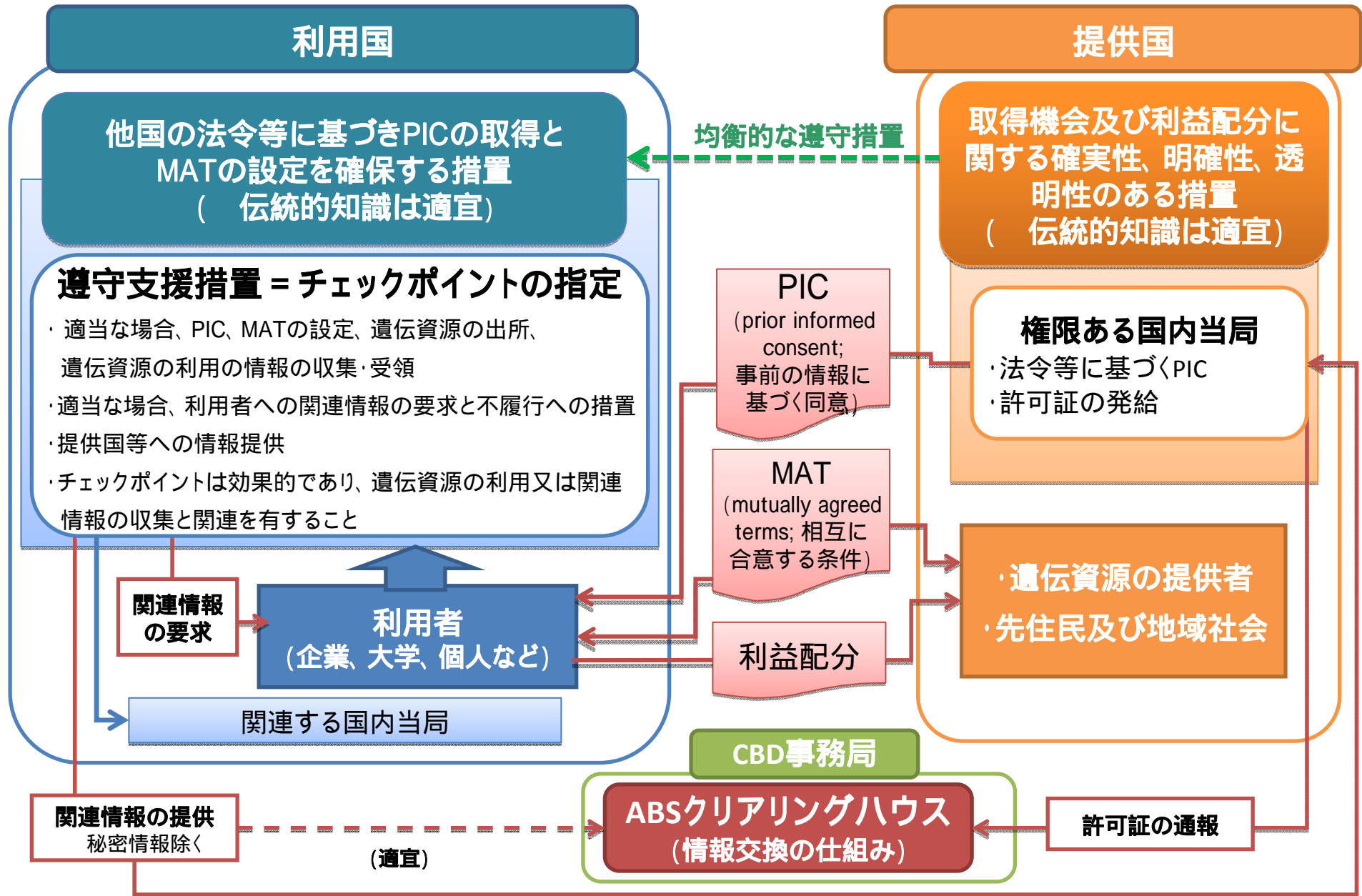
## 愛知目標・個別目標4

遅くとも2020年までに、政府、経済界及びあらゆるレベルの関係者が、**持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動**を行い、またはそのための計画を実施しており、また**自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える**。

## 民間参画決議文書(経済界への奨励事項)

生物多様性条約、愛知目標の実施に貢献する  
事業活動による生物多様性への**影響を測定・評価し、負の影響を回避・最小化する工程と生産方策を開発し適用する**  
関連産業内で実施可能な**好事例**及び生物多様性への**影響を回避・最小化するためのスキル・知識の共有**を検討する  
生物多様性の保全と持続可能な利用に関する**活動のレポートを公表する**

# ABS名古屋議定書の概要



# 国連生物多様性の10年日本委員会

The Japan Committee for United Nations Decade on Biodiversity

国連生物多様性の10年に対応し、愛知目標の達成に貢献するため、日本の主要なセクターが参画して設立。

セクター間の連携を進め、生物多様性の主流化を重点事項とし、各セクターの後押しからグローバルなネットワークづくりまで、幅広く取り組む。

Formed with Japanese Leading Sectors in accordance with UNDB's Proclamation and Contribution to Achievement of Aichi Targets



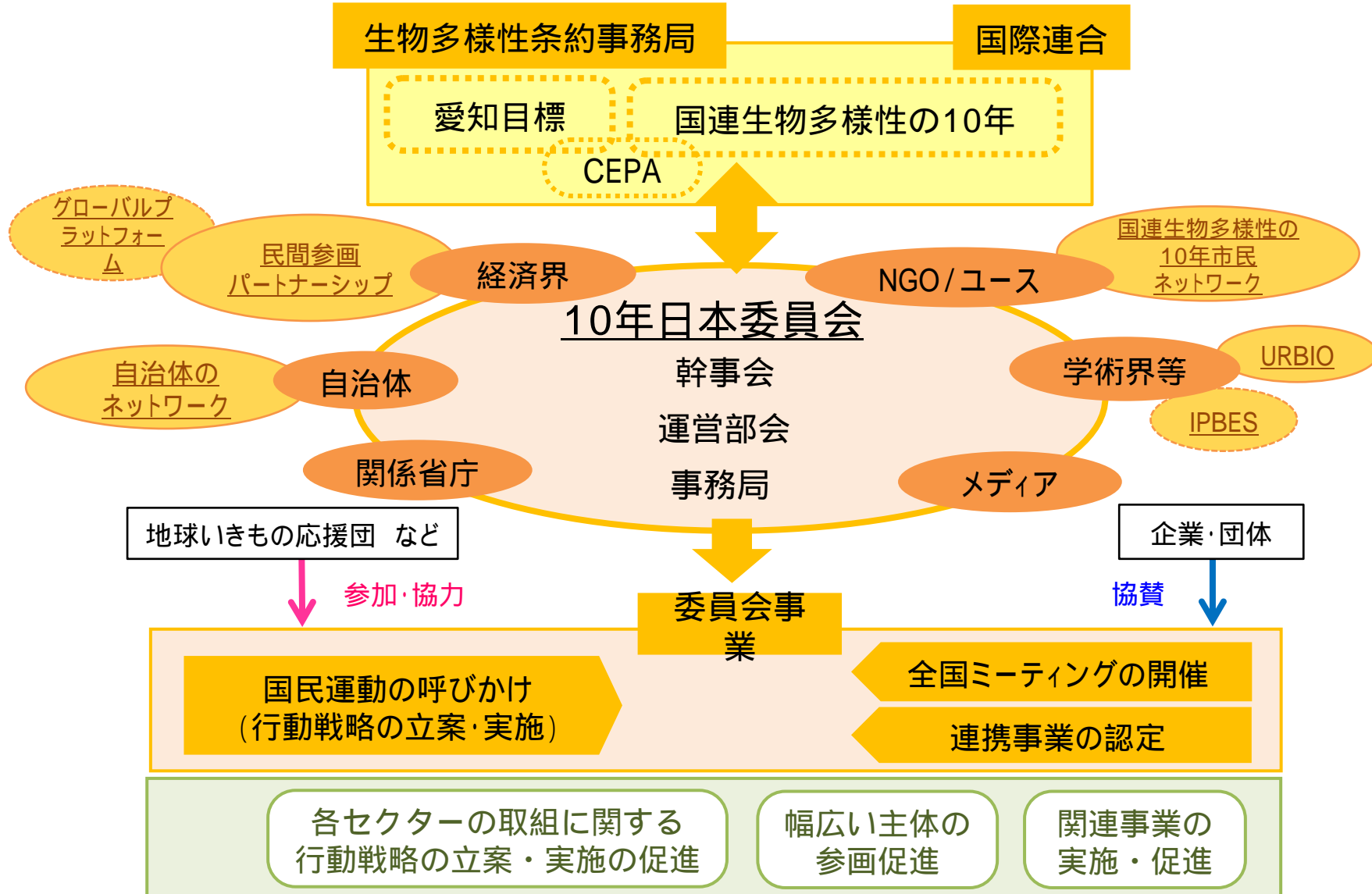
2011.9.1.

第1回 国連生物多様性の10年日本委員会の開催  
委員会の体制と今後の活動について検討  
委員長に日本経団連米倉会長が就任

1<sup>st</sup> Meeting of the Japan Committee for UNDB on SEP 1, 2011

# 国連生物多様性の10年日本委員会

国内の多様なステークホルダーが参画・連携



# 第1回生物多様性全国ミーティング

(国連生物多様性の10年日本委員会事業)

(日時) 10月29日(土) 13:30~17:00

(場所) 名古屋国際センター別棟ホール

(プログラム)

国連生物多様性の10年日本委員会の  
設立と今後の展開について

国連生物多様性の10年日本委員会委員長代理  
涌井史郎



国連生物多様性の「10年」に向けた  
各セクターの取組状況・今後の方針

経団連自然保護協議会、愛知県、国際自然保護連合日本委員会、  
生物多様性ユースネットワーク準備会、日本動物園水族館協会、環境省

パネルディスカッション：

「国連生物多様性の10年」に向けた地域の取組

東邦ガス株式会社、愛知県、田光(たびか)資源と環境を守る会、  
愛知学泉大学 矢部教授、環境省中部地方環境事務所

モデレーター：名古屋市立大 香坂准教授、コメンテーター：イルカ



# 生物多様性自治体ネットワーク

## 1 概要

平成23年10月7日、愛知県名古屋市において、生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組に積極的な全国各地の地方自治体からなる「生物多様性自治体ネットワーク」を設立。



## 2 事業内容

国、民間団体、事業者等他のセクターとの連携及び協働  
「国連生物多様性の10年日本委員会」への意見及び要望  
生物多様性の保全等に関する自治体の取組や成果の情報共有と発信  
その他、愛知目標の実現に資する事業

ご静聴ありがとうございました！

コミュニケーションワード

地球のいのち、つないでいこう



生物多様性